

## 議案第 70 号

### 日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるからであります。

#### 2 制定内容

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定める。

# 日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日  
条 例 第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (3) 一般型乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (4) 余裕活用型乳児等通園支援事業所 基準府令第20条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

## (一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第3条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又はその他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条においてこれらを「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の幼児おおむね4人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

## (余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年愛知県条例第60号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所　日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日進市条例第16号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（その他の基準）

第5条 前2条に定めるものを除くほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令に定めるとおりとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 71 号

### 日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 児童福祉法を引用する条項を改める。
- (2) 利用乳幼児の健康診断について、母子保健法に基づく健康診査の規定を追加する。

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

令和 年 月 日

条例 第 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<p><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>
<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 72 号

### 日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

児童福祉法を引用する条項を改めるとともに、必要な規定の整理を行う。

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例 第 号

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各</u>	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号において</u> 「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</u> その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。

号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 73 号

### 日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

児童福祉法を引用する条項を改める。

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

令和 年 月 日  
条 例 第 号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有 害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲 げる行為その他当該利用者的心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

令和7年度日進市一般会計補正予算（第6号）について

令和7年度日進市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり提出します。

令和7年11月26日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。



令和 7 年度（第 6 号）

日進市一般会計補正予算書

## 令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度日進市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135,375 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,043,712 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
1. 市税		16,695,334	△1,228	16,694,106
	5. 入湯税	1,500	△1,228	272
15. 国庫支出金		5,987,189	△131,339	5,855,850
	1. 国庫負担金	4,448,097	39,977	4,488,074
	2. 国庫補助金	821,165	△172,457	648,708
	3. 委託金	13,747	1,141	14,888
16. 県支出金		2,656,290	△210	2,656,080
	1. 県負担金	1,528,863	△13,110	1,515,753
	3. 委託金	285,799	11,683	297,482
	4. 県交付金	88,775	1,217	89,992
18. 寄附金		768,802	20,976	789,778
	1. 寄附金	768,802	20,976	789,778
19. 繰入金		592,556	△31,231	561,325
	2. 基金繰入金	544,103	△31,231	512,872
21. 諸収入		1,055,939	7,657	1,063,596
	4. 雑入	929,887	7,657	937,544
歳入合計		35,179,087	△135,375	35,043,712

## 歲 出

单位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費		284, 836	8, 298	293, 134
	1. 議会費	284, 836	8, 298	293, 134
2. 総務費		5, 330, 320	△80, 167	5, 250, 153
	1. 総務管理費	4, 538, 895	△115, 488	4, 423, 407
	2. 徴税費	443, 047	26, 202	469, 249
	3. 戸籍住民基本台帳費	246, 928	9, 119	256, 047
3. 民生費		16, 125, 689	78, 311	16, 204, 000
	1. 社会福祉費	7, 212, 894	32, 652	7, 245, 546
	2. 児童福祉費	8, 574, 243	47, 919	8, 622, 162
	3. 生活保護費	321, 000	379	321, 379
	4. 国民年金事務取扱費	17, 308	△2, 639	14, 669
4. 衛生費		2, 886, 931	24, 702	2, 911, 633
	1. 保健衛生費	1, 417, 327	24, 702	1, 442, 029
6. 農林水産業費		269, 005	1, 917	270, 922
	1. 農業費	265, 120	1, 917	267, 037
7. 商工費		854, 582	△6, 426	848, 156
	1. 商工費	854, 582	△6, 426	848, 156
8. 土木費		2, 454, 600	△200, 760	2, 253, 840

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
	1. 土木管理費	206,021	△36,986	169,035
	4. 都市計画費	1,161,150	△163,774	997,376
9. 消防費		1,114,020	17	1,114,037
	1. 消防費	1,114,020	17	1,114,037
10. 教育費		4,715,389	38,733	4,754,122
	1. 教育総務費	544,205	17,398	561,603
	2. 小学校費	1,490,027	4,490	1,494,517
	3. 中学校費	480,385	5,167	485,552
	4. 社会教育費	774,217	5,523	779,740
	5. 保健体育費	1,426,555	6,155	1,432,710
歳出合計		35,179,087	△135,375	35,043,712

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍事業	2,552
8. 土木費	2. 道路橋梁費	(都) 野方三ツ池公園線整備事業	222,600
10. 教育費	2. 小学校費	小学校適正化事業	91,434
合 計			316,586

### 第3表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
総合情報システム改修業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	6,270
マイナンバーカード交付等業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	6,536
学習支援業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで	31,206
新ラ田保育園空調改修工事事業	令和7年度から 令和8年度まで	87,866
三本木保育園電気設備設置等工事事業	令和7年度から 令和8年度まで	32,372
集団がん・骨検診業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	17,495
成人健診電算事務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,602
舗装修繕工事事業	令和7年度から 令和8年度まで	39,600
選手派遣等事業	令和7年度から 令和8年度まで	20,341
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	令和8年度から 令和12年度まで	790,009
計		1,033,297

変 更

単位：千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
システム標準化対応事業（情報広報課分）	令和8年度から 令和9年度まで	188,203	令和8年度から 令和9年度まで	50,322



令和 7 年度（第 6 号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,695,334	△1,228	16,694,106
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,100,000		2,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	130,001		130,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	273,852		273,852
14. 使用料及び手数料	334,068		334,068
15. 国庫支出金	5,987,189	△131,339	5,855,850
16. 県支出金	2,656,290	△210	2,656,080
17. 財産収入	937,001		937,001
18. 寄附金	768,802	20,976	789,778

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	592, 556	△31, 231	561, 325
20. 繰越金	1, 882, 655		1, 882, 655
21. 諸収入	1, 055, 939	7, 657	1, 063, 596
22. 市債	916, 000		916, 000
歳入合計	35, 179, 087	△135, 375	35, 043, 712

歲 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議會費	284, 836	8, 298	293, 134
2. 總務費	5, 330, 320	△80, 167	5, 250, 153
3. 民生費	16, 125, 689	78, 311	16, 204, 000
4. 衛生費	2, 886, 931	24, 702	2, 911, 633
5. 勞働費	3, 311		3, 311
6. 農林水產業費	269, 005	1, 917	270, 922
7. 商工費	854, 582	△6, 426	848, 156
8. 土木費	2, 454, 600	△200, 760	2, 253, 840
9. 消防費	1, 114, 020	17	1, 114, 037
10. 教育費	4, 715, 389	38, 733	4, 754, 122
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1, 076, 531		1, 076, 531
13. 諸支出金	13, 867		13, 867
14. 予備費	50, 000		50, 000
歲 出 合 計	35, 179, 087	△135, 375	35, 043, 712

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			8,298
△158,973			78,806
26,867			51,444
		976	23,726
557			1,360
			△6,426
			△200,760
		17	0
			38,733
△131,549		993	△4,819

## 2 歳 入

### 1 款 市税

### 5 項 入湯税

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 入湯税	1,500	△1,228	272
計	1,500	△1,228	272

### 15 款 国庫支出金

### 1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	4,447,127	39,977	4,487,104
計	4,448,097	39,977	4,488,074

### 15 款 国庫支出金

### 2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	442,140	△172,457	269,683
計	821,165	△172,457	648,708

### 15 款 国庫支出金

### 3 項 委託金

1. 総務費委託金	897	1,141	2,038
計	13,747	1,141	14,888

### 16 款 県支出金

### 1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1,481,794	△13,110	1,468,684
計	1,528,863	△13,110	1,515,753

1 款 市税  
1 5 款 国庫支出金  
1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年課税分	△1,228	現年課税分 △1,228

2. 児童福祉費負担金	39,977	児童手当	39,977

1. 総務管理費補助金	△172,457	デジタル基盤改革支援事業	△172,457

2. 戸籍住民基本台帳費委託金	1,141	中長期在留者住居地届出等事務	1,141

1. 社会福祉費負担金	379	行旅病人及び死亡人取扱費	379
2. 児童福祉費負担金	△13,489	児童手当	△13,489

## 16款 県支出金

## 3項 委託金

目	既定額	補正額	計
1. 総務費委託金	254,219	11,683	265,902
計	285,799	11,683	297,482

## 16款 県支出金

## 4項 県交付金

4. 農林水産業費県交付金	2,868	1,217	4,085
計	88,775	1,217	89,992

## 18款 寄附金

## 1項 寄附金

1. 一般寄附金	763,801	20,000	783,801
2. 衛生費寄附金	1,000	976	1,976
計	768,802	20,976	789,778

## 19款 繰入金

## 2項 基金繰入金

2. 公共施設整備基金繰入金	153,542	△31,231	122,311
計	544,103	△31,231	512,872

## 21款 諸収入

## 4項 雜入

1. 雜入	929,887	7,657	937,544
-------	---------	-------	---------

1 6 款 県支出金  
1 8 款 寄附金  
1 9 款 繰入金

2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 徴稅費委託金	11,683	県民稅徵收取扱費 11,683

1. 農業費交付金	1,217	農地利用最適化交付金 1,217

1. 一般寄附金	20,000	企業版ふるさと納稅寄附金 20,000
2. 保健衛生費寄附金	976	保健衛生費寄附金 976

1. 公共施設整備基金繰入金	△31,231	公共施設整備基金繰入金 △31,231

2. 民生雑入	7,640	過年度収入 7,640
7. 消防雑入	17	消防団員等公務災害補償金受入金 17

21款 諸収入

4項 雜入

目	既定額	補正額	計
計	929,887	7,657	937,544

## 2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

#### 1 項 議会費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 議会費	284,836	8,298	293,134				8,298	
計	284,836	8,298	293,134				8,298	

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

1. 一般管理費	1,024,859	110,346	1,135,205				110,346
3. 財政管理費	630,078	23,400	653,478				23,400

1款 議会費  
2款 総務費

単位：千円

節		細　　節		説　　明	
区　分	金　額				
2. 給料	3,891	一般職給料	3,891	人件費 一般職	8,298 8,298
3. 職員手当等	2,395	地域手当	505		9人
		通勤手当	326		
		期末手当	913		
		勤勉手当	751		
		児童手当	△100		
4. 共済費	2,012	共済組合負担金	1,879		
		退職手当組合負担金	133		

2. 給料	55,587	一般職給料	55,587	人件費 一般職	110,346 110,346
3. 職員手当等	45,118	地域手当	7,381		
		住居手当	1,561		
		通勤手当	215		
		時間外勤務手当	9,000		
		管理職手当	2,526		
		期末手当	13,159		
		勤勉手当	11,276		
4. 共済費	9,641	共済組合負担金	818		
		退職手当組合負担金	8,823		
12. 委託料	4,400			財政運営事務 企業版ふるさと納税業務委託料	23,400 4,400

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
3. 財政管理費								
6. 企画費	370,162	△273,324	96,838	△169,201 国 △ 169,201			△104,123	
8. 公共交通対策費	328,733	2,700	331,433				2,700	
9. 防犯活動費	42,977	517	43,494				517	
11. 人事管理費	280,535	20,873	301,408				20,873	
計	4,538,895	△115,488	4,423,407	△169,201			53,713	

## 2款 総務費

## 2項 徴税費

1. 税務総務費	337,657	26,202	363,859	9,703 国 △ 1,980 県 11,683			16,499
----------	---------	--------	---------	--------------------------------------	--	--	--------

## 2款 総務費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
24. 積立金	19,000		企業版ふるさと納税地方創生基金積立金 19,000
12. 委託料	△218,197		DX推進事業 △273,324 システム標準化対応委託料 △218,197 システム使用料 △55,127
13. 使用料及び賃借料	△55,127		
12. 委託料	2,700		公共交通対策事業 2,700 デマンド交通委託料 2,700
14. 工事請負費	517		防犯施設維持整備事業 517 撤去工事 517
3. 職員手当等	1,397	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）	採用・研修事務 20,873 期末手当（会計年度任用職員） 755 勤勉手当（会計年度任用職員） 642 社会保険料等事業所負担金 18,917 保険料 559
4. 共済費	18,917	社会保険料等	18,917
11. 役務費	559	保険料	559

2. 給料	12,703	一般職給料	12,703	人件費 一般職	32,109 32,109
3. 職員手当等	12,826	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当	181 1,738 15 530 4,000	固定資産税賦課事務 課税資料整備委託料 家屋評価システム保守委託料	△5,907 △3,927 △1,980

## 2款 総務費

## 2項 徴税費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 税務総務費								
計	443,047	26,202	469,249	9,703			16,499	

## 2款 総務費

## 3項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	246,928	9,119	256,047	国	525 525		8,594
--------------	---------	-------	---------	---	------------	--	-------

## 2款 総務費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
		管理職手当 476 期末手当 2,788 勤勉手当 2,173 児童手当 925	
4. 共済費	6,580	共済組合負担金 5,313 退職手当組合負担金 1,267	
12. 委託料	△5,907		

2. 給料	3,733	一般職給料 3,733	人件費 一般職 16人 8,594 8,594
3. 職員手当等	2,141	扶養手当 589 地域手当 481 住居手当 △148 通勤手当 △408 管理職手当 △169 期末手当 897 勤勉手当 609 児童手当 290	住民基本台帳事業 備品購入費 1,141 1,141 戸籍事業 システム標準化対応委託料 △616 △616
4. 共済費	2,720	共済組合負担金 2,151 退職手当組合負担金 569	
12. 委託料	△616		

## 2款 総務費

## 3項 戸籍住民基本台帳費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 戸籍住民基本台帳費								
計	246,928	9,119	256,047	525			8,594	

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,649,545	32,652	2,682,197				32,652
計	7,212,894	32,652	7,245,546				32,652

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,340,764	△2,217	1,338,547				△2,217
------------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

2款 総務費  
3款 民生費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
17. 備品購入費	1,141		

2. 給料	5,384	一般職給料	5,384	人件費		
				一般職	7 3 人	23,348
3. 職員手当等	11,275	地域手当	773	障害者自立支援給付事業		9,294
		住居手当	1,146	返還金		9,294
		通勤手当	197	障害者地域生活支援事業		10
		時間外勤務手当	2,000	返還金		10
		管理職手当	1,348			
		期末手当	2,538			
		勤勉手当	2,823			
		児童手当	450			
4. 共済費	6,689	共済組合負担金	6,689			
22. 償還金、利子及び割引料	9,304					

2. 給料	△4,095	一般職給料	△4,095	人件費		
				一般職	2 3 人	△6,151
3. 職員手当等	△1,413	扶養手当	143	子ども・子育て支援事業		3,934
				返還金		3,934

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 児童福祉総務費								
2. 児童措置費	2,690,063	16,246	2,706,309	26,488 国 39,977 県 △ 13,489			△10,242	
3. 保育所費	4,417,816	33,890	4,451,706				33,890	

## 3款 民生費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
		地域手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△515 124 △705 △580 120
4. 共済費	△643	共済組合負担金 退職手当組合負担金	38 △681
22. 償還金、利子及び割引料	3,934		
19. 扶助費	13,000		児童手当支給事業 児童手当 返還金
22. 償還金、利子及び割引料	3,246		児童扶養手当支給事業 返還金 母子等生活支援事業 返還金
1. 報酬	30,012	報酬（会計年度任用職員） 30,012	人件費 一般職　　130人 △737 △737
2. 給料	△1,285	一般職給料　　△1,285	公立保育園管理運営事業 報酬（会計年度任用職員） 期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員） 費用弁償（会計年度任用職員） 賄材料費
3. 職員手当等	△9,233	扶養手当 地域手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当	△4,106 △3,327 650 8,398 公立保育園維持整備事業 修繕料 3,000 3,000

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
3. 保育所費								
計	8,574,243	47,919	8,622,162	26,488			21,431	

## 3款 民生費

## 3項 生活保護費

1. 生活保護総務費	59,000	379	59,379	県	379 379		
計	321,000	379	321,379		379		

## 3款 民生費

## 4項 国民年金事務取扱費

1. 国民年金事務取扱費	17,308	△2,639	14,669				△2,639
--------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

## 3款 民生費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
		期末手当（会計年度任用職員） △4,106	
		勤勉手当（会計年度任用職員） △3,327	
4. 共済費	2,348	共済組合負担金 4,222 退職手当組合負担金 △1,874	
8. 旅費	650	費用弁償（会計年度任用職員） 650	
10. 需用費	11,398	修繕料 3,000 賄材料費 8,398	

12. 委託料	379		生活保護事業 行旅死亡人火葬等委託料	379 379

2. 給料	△1,143	一般職給料 △1,143	人件費 一般職	△2,639 △2,639
3. 職員手当等	△960	地域手当 △149 通勤手当 △196 期末手当 △327 勤勉手当 △288		

## 3款 民生費

## 4項 国民年金事務取扱費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 国民年金事務取扱費								
計	17,308	△2,639	14,669				△2,639	

## 4款 衛生費

## 1項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	91,402	17,882	109,284				17,882
2. 保健センター運営費	283,500	1,799	285,299				1,799

3款 民生費  
4款 衛生費

単位：千円

節				説明
区分	金額	細節		
4. 共済費	△536	共済組合負担金 △365 退職手当組合負担金 △171		

2. 給料	7,762	一般職給料 7,762	人件費 一般職 1 2人	17,882 17,882
3. 職員手当等	5,503	扶養手当 550 地域手当 1,094 住居手当 △715 通勤手当 19 管理職手当 102 期末手当 2,180 勤勉手当 1,793 児童手当 480		
4. 共済費	4,617	共済組合負担金 3,452 退職手当組合負担金 1,165		
2. 給料	295	一般職給料 295	人件費 一般職 2 3人	1,799 1,799
3. 職員手当等	△574	扶養手当 △84 地域手当 △54 住居手当 27 通勤手当 △15 管理職手当 △622 期末手当 128		

## 4款 衛生費

## 1項 保健衛生費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保健センター運営費							
4. 母子衛生費	292,644	5,021	297,665				976 寄 976
計	1,417,327	24,702	1,442,029				976 23,726

## 6款 農林水産業費

## 1項 農業費

1. 農業委員会費	7,077	557	7,634	557 国 △ 660 県 1,217			
2. 農業総務費	70,566	1,360	71,926				1,360
計	265,120	1,917	267,037	557			1,360

## 7款 商工費

## 1項 商工費

1. 商工総務費	111,397	△6,426	104,971				△6,426
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

4款 衛生費  
6款 農林水產業費  
7款 商工費

単位：千円

節				説明
区分	金額	細節		
		勤勉手当 146 児童手当 △100		
4. 共済費	2,078	共済組合負担金 2,112 退職手当組合負担金 △34		
12. 委託料	4,614		母子健診事業 財源補正	
17. 備品購入費	407		母子健康相談・教育事業 産後ケア事業委託料 指導用備品購入費	5,021 4,614 407

1. 報酬	1,217	委員報酬 1,217	農業委員会事務 農業委員 11人 農地利用最適化推進委員 6人 農家台帳システム改修委託料	557 787 430 △660
12. 委託料	△660			
3. 職員手当等	1,331	扶養手当 46 勤勉手当 835 児童手当 450	人件費 一般職 7人	1,360 1,360
4. 共済費	29	共済組合負担金 29		

2. 給料	△3,949	一般職給料 △3,949	人件費 一般職 10人	△6,426 △6,426

## 7款 商工費

## 1項 商工費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 商工総務費								
計	854,582	△6,426	848,156				△6,426	

## 8款 土木費

## 1項 土木管理費

1. 土木総務費	206,021	△36,986	169,035				△36,986
計	206,021	△36,986	169,035				△36,986

7款 商工費  
8款 土木費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
3. 職員手当等	△1,507	扶養手当	△474
		地域手当	△526
		管理職手当	374
		期末手当	△391
		勤勉手当	△490
4. 共済費	△970	共済組合負担金	△377
		退職手当組合負担金	△593

2. 給料	△17,236	一般職給料	△17,236	人件費		
				一般職		
3. 職員手当等	△12,733	扶養手当	△68	1 7 人	△36,986	
		地域手当	△2,471		△36,986	
		住居手当	△47			
		通勤手当	△298			
		管理職手当	△1,609			
		期末手当	△4,576			
		勤勉手当	△3,874			
		児童手当	210			
4. 共済費	△7,017	共済組合負担金	△4,431			
		退職手当組合負担金	△2,586			

## 8款 土木費

## 4項 都市計画費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 都市計画総務費	361,810	△113,492	248,318				△113,492	
4. 下水道費	500,872	△50,282	450,590				△50,282	
計	1,161,150	△163,774	997,376				△163,774	

## 9款 消防費

## 1項 消防費

2. 非常備消防費	42,227	17	42,244			諸	17
計	1,114,020	17	1,114,037				17

## 10款 教育費

## 1項 教育総務費

2. 事務局費	541,393	17,398	558,791				17,398
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

8款 土木費  
9款 消防費  
10款 教育費

単位：千円

節				説明	
区分	金額	細節			
2. 給料	△55,351	一般職給料	△55,351	人件費 一般職	△113,492 △113,492
3. 職員手当等	△33,731	地域手当	△7,825		
		住居手当	648		
		管理職手当	△2,118		
		期末手当	△13,576		
		勤勉手当	△10,860		
4. 共済費	△24,410	共済組合負担金	△16,424		
		退職手当組合負担金	△7,986		
27. 繰出金	△50,282			下水道事業会計繰出金 下水道事業会計繰出金	△50,282 △50,282

5. 災害補償費	17	非常勤職員公務災害補償費	17	消防団事業 非常勤職員公務災害補償費	17

1. 報酬	1,496	報酬（会計年度任用職員）	1,496	人件費 一般職	23人	13,985 13,985
2. 給料	7,200	一般職給料	7,200	教育支援センター事業 費用弁償（会計年度任用職員）		37 37
3. 職員手当等	5,600	扶養手当	543	教育振興推進事業 報酬（会計年度任用職員） 自動車等借上料		3,376 1,496 1,880

## 10款 教育費

## 1項 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
2. 事務局費								
計	544,205	17,398	561,603				17,398	

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

1. 学校管理費	1,011,335	3,703	1,015,038				3,703
----------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

## 10款 教育費

単位：千円

節				説明
区分	金額	細節		
		地域手当	1,130	
		住居手当	△906	
		通勤手当	149	
		管理職手当	1,003	
		期末手当	2,032	
		勤勉手当	1,529	
		児童手当	120	
4. 共済費	1,185	共済組合負担金	1,362	
		退職手当組合負担金	△177	
8. 旅費	37	費用弁償（会計年度任用職員）	37	
13. 使用料及び賃借料	1,880			

2. 給料	509	一般職給料	509	人件費 一般職	2人	293 293
3. 職員手当等	151	地域手当	66	小学校管理事業 修繕料		3,410
		通勤手当	△27			3,410
		期末手当	63			
		勤勉手当	49			
4. 共済費	△367	共済組合負担金	△192			
		退職手当組合負担金	△175			

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 学校管理費								
2. 教育振興費	478,692	787	479,479				787	
計	1,490,027	4,490	1,494,517				4,490	

## 10款 教育費

## 3項 中学校費

1. 学校管理費	250,151	4,847	254,998				4,847
2. 教育振興費	230,234	320	230,554				320
計	480,385	5,167	485,552				5,167

## 10款 教育費

## 4項 社会教育費

1. 社会教育総務費	134,521	4,461	138,982				4,461
------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

## 10款 教育費

単位：千円

節		細　　節	説　　明	
区　分	金　額			
10. 需用費	3,410	修繕料	3,410	
8. 旅費	107	費用弁償（会計年度任用職員）	107	小学校運営事業 費用弁償（会計年度任用職員） 消耗品費
10. 需用費	680	消耗品費	680	787 107 680

2. 納入	995	一般職給料	995	人件費 一般職	1,206 1,206
3. 職員手当等	319	地域手当	130	中学校管理事業 修繕料	3,641 3,641
		通勤手当	△27		
		期末手当	122		
		勤勉手当	94		
4. 共済費	△108	共済組合負担金	△108		
10. 需用費	3,641	修繕料	3,641		
10. 需用費	320	消耗品費	320	中学校運営事業 消耗品費	320 320

2. 納入	1,860	一般職給料	1,860	人件費 一般職	4,461 4,461
3. 職員手当等	1,778	扶養手当	296		

## 10款 教育費

## 4項 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 社会教育総務費								
2. 社会教育施設費	428,938	1,062	430,000				1,062	
計	774,217	5,523	779,740				5,523	

## 10款 教育費

## 5項 保健体育費

1. 保健体育総務費	50,152	△9,135	41,017				△9,135
3. 学校給食費	968,890	15,290	984,180				15,290
計	1,426,555	6,155	1,432,710				6,155

## 10款 教育費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
		地域手当 132 住居手当 342 期末手当 401 勤勉手当 267 児童手当 340	
4. 共済費	823	共済組合負担金 1,018 退職手当組合負担金 △195	
14. 工事請負費	1,062		生涯学習プラザ管理運営事業 1,062 駐車場改修工事 1,062

2. 給料	△3,728	一般職給料 △3,728	人件費 一般職	△9,135 3人	△9,135
3. 職員手当等	△2,711	扶養手当 △280 地域手当 △520 期末手当 △1,021 勤勉手当 △890			
4. 共済費	△2,696	共済組合負担金 △1,762 退職手当組合負担金 △934			
10. 需用費	15,290	光熱水費 3,803 賄材料費 11,487	学校給食調理事業 光熱水費 賄材料費	15,290 3,803 11,487	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地 域	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		30, 606 3. 45	14, 450 3. 45			161	45, 217	16, 038	61, 255
	議 員	20	106, 193		44, 268 3. 45				150, 461	28, 667	179, 128
	その他の 特別職	1, 738	172, 291					172, 291			172, 291
	計	1, 761	278, 484	30, 606	58, 718			161	367, 969	44, 705	412, 674
補 正 前	長 等	3		30, 606 3. 45	14, 450 3. 45			161	45, 217	16, 038	61, 255
	議 員	20	106, 193		44, 268 3. 45				150, 461	28, 667	179, 128
	その他の 特別職	1, 738	171, 074					171, 074			171, 074
	計	1, 761	277, 267	30, 606	58, 718			161	366, 752	44, 705	411, 457
比 較	長 等	0		0 0.00	0 0.00			0	0	0	0
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0
	その他の 特別職	0	1, 217					1, 217			1, 217
	計	0	1, 217	0	0			0	1, 217	0	1, 217

## 2 一般職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	506 (510)	865,349	2,073,502	1,814,263	4,753,114	1,059,112	5,812,226	
補正前	508 (491)	833,841	2,060,370	1,787,291	4,681,502	1,057,137	5,738,639	
比較	△2 (19)	31,508	13,132	26,972	71,612	1,975	73,587	

備考 職員数( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	52,075	283,901	32,283	25,183	36	22
	補正前	50,516	282,856	30,360	24,169	36	22
	比較	1,559	1,045	1,923	1,014	0	0
区分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	
	補正後	117,892	66,241	649,705	543,753	42,155	1,017
補正前	102,892	65,678	649,012	541,763	38,970		1,017
比較	15,000	563	693	1,990	3,185		0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	506 (40)		2,073,502	1,586,814	3,660,316	1,059,112	4,719,428	
補正前	508 (36)		2,060,370	1,553,806	3,614,176	1,057,137	4,671,313	
比較	△2 (4)		13,132	33,008	46,140	1,975	48,115	

備考 職員数( )内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	52,075	283,901	32,283	25,183	36	22
	補正前	50,516	282,856	30,360	24,169	36	22
	比較	1,559	1,045	1,923	1,014	0	0
	区分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	117,892	66,241	526,164	439,845	42,155	1,017
	補正前	102,892	65,678	522,120	435,170	38,970	1,017
	比較	15,000	563	4,044	4,675	3,185	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (470)	865, 349		227, 449	1, 092, 798		1, 092, 798	
補正前	0 (455)	833, 841		233, 485	1, 067, 326		1, 067, 326	
比 較	0 (15)	31, 508		△6, 036	25, 472		25, 472	

備考 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当 の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後						
補正前							
比 較							
区分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	
補正後			123, 541	103, 908			
補正前			126, 892	106, 593			
比 較			△3, 351	△2, 685			

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び  
令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
(都) 野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和5年度)	79,694	令和6年度	11,764	令和7～10年度	67,930	9,830			58,100
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和5年度)	7,739	令和6年度	47	令和7～9年度	7,692	1,161			6,531
公共施設マネジメント事業用地取得事業 (令和6年)	110,614			令和7～11年度	110,614				110,614
(都) 野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和6年度)	44,027			令和7～11年度	44,027	6,604			37,423
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和6年度)	22,478			令和7～8年度	22,478	6,743	13,454		2,281
公共施設マネジメント事業用地取得事業 (令和7年)	87,798			令和8～12年度	87,798				87,798
(都) 野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和7年)	242,134			令和8～12年度	242,134	35,272			206,862
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和7年)	119,525			令和8～9年度	119,525	35,087	69,998		14,440
尾張土地開発公社に対する債務保証	714,009			令和12年度まで					
マイナンバーカード交付予約・管理システム導入事業	8,614	令和4～6年度	5,148	令和7～8年度	3,466	3,466			
固定資産評価業務委託事業	35,310	令和6年	8,690	令和7～8年度	26,620				26,620
システム標準化対応事業 (情報広報課分) (令和6年)	307,555			令和7～9年度	307,555	261,547			46,008
学校給食配達業務委託事業	267,126			令和7～12年度	267,126				267,126
広報紙制作業務委託事業	71,679			令和7～9年度	71,679			3,644	68,035
中学校A L T業務委託事業	14,355			令和7～9年度	14,355				14,355

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び  
令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
システム標準化対応事業（情報広報課分）（令和7年度）	50,322			令和8～9年度	50,322	19,624			30,698
障害福祉計画策定業務委託事業	4,950			令和8年度	4,950				4,950
次世代高度情報通信ネットワーク整備事業	4,511			令和8年度	4,511				4,511
赤池小学校校舎増築工事監理業務委託事業	21,000			令和7～8年度	21,000				21,000
赤池小学校校舎増築工事事業	509,520			令和8年度	509,520		343,000		166,520
放課後子ども総合プラン運営業務委託事業	707,013			令和7～10年度	707,013	76,116		177,768	453,129
小規模保育事業施設整備費補助事業	5,000			令和7～8年度	5,000	3,333			1,667
総合情報システム改修業務委託事業	6,270			令和7～8年度	6,270				6,270
マイナンバーカード交付等業務委託事業	6,536			令和7～8年度	6,536	6,536			
学習支援業務委託事業	31,206			令和7～10年度	31,206	23,403			7,803
新ラ田保育園空調改修工事事業	87,866			令和7～8年度	87,866				87,866
三本木保育園電気設備設置等工事事業	32,372			令和7～8年度	32,372				32,372
集団がん・骨検診業務委託事業	17,495			令和7～8年度	17,495			2,696	14,799
成人健診電算事務委託事業	1,602			令和7～8年度	1,602				1,602
舗装修繕工事事業	39,600			令和7～8年度	39,600				39,600

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び  
令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
選手派遣等事業	20,341			令和7～8年度	20,341				20,341
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4～6年度	12,398	令和7～8年度	11,802				11,802
にっしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4～6年度	109,375	令和7～8年度	95,225	54,322			40,903
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4～6年度	198,897	令和7～8年度	144,773	31,014			113,759
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4～6年度	47,003	令和7～8年度	39,028				39,028
総合運動公園、市営テニスコート・グランド指定管理委託事業	295,350	令和4～6年度	172,994	令和7～8年度	122,356				122,356
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4～6年度	255,426	令和7～8年度	195,024				195,024
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4～6年度	71,212	令和7～8年度	55,145				55,145
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5～6年度	91,865	令和7～9年度	164,794				164,794
にぎわい交流館指定管理委託事業	199,650	令和6年度	36,300	令和7～10年度	163,350				163,350
米野木台西保育園指定管理委託事業	523,962			令和7～9年度	523,962	2,865		54,132	466,965
中央福祉センター指定管理委託事業	227,480			令和7～11年度	227,480				227,480
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	790,009			令和8～12年度	790,009				790,009
合 計	7,206,679		1,021,119		5,471,551	576,923	426,452	238,240	4,229,936

議案第 75 号

令和 7 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。



令和 7 年度 (第 2 号)

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

## 令和 7 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,648,258 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 財産収入		296	108	404
	1. 財産運用収入	296	108	404
歳入合計		6,648,150	108	6,648,258

## 歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 基金積立金		3, 489	108	3, 597
	1. 基金積立金	3, 489	108	3, 597
歳 出 合 計		6, 648, 150	108	6, 648, 258

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
特定健康診査事業	令和7年度から 令和8年度まで	8,501



令和 7 年度（第 2 号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書



歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税	1,646,836		1,646,836
2. 県支出金	4,392,638		4,392,638
3. 財産収入	296	108	404
4. 繰入金	491,522		491,522
5. 繰越金	99,980		99,980
6. 諸収入	5,158		5,158
7. 国庫支出金	11,720		11,720
歳 入 合 計	6,648,150	108	6,648,258

歲 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	54, 108		54, 108
2. 保険給付費	4, 321, 997		4, 321, 997
3. 国民健康保険事業費納付 金	2, 155, 878		2, 155, 878
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	86, 845		86, 845
6. 基金積立金	3, 489	108	3, 597
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	15, 831		15, 831
9. 予備費	10, 000		10, 000
歲 出 合 計	6, 648, 150	108	6, 648, 258

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		108	0
		108	0

## 2 歳 入

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	296	108	404
計	296	108	404

## 3款 財産収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	108	基金積立金利子 108

### 3 歳 出

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金積立金	3,489	108	3,597			108 財 108	
計	3,489	108	3,597			108	

## 6 款 基金積立金

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
24. 積立金	108		基金積立金 国民健康保険特別会計運用基金積立金 108 108

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び  
令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末 までの支出額		令和7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他
保健指導事業	1,430			令和8年 度	1,430			1,430
特定健康診査事業	8,501			令和7～ 8年度	8,501			8,501
合 計	9,931				9,931			9,931

議案第 76 号

令和 7 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。



令和 7 年度（第 1 号）

日進市下水道事業会計補正予算書

## 令和7年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）

### （総則）

第1条 令和7年度日進市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度日進市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
---------	---------	-----

#### （4）主要な建設改良事業

・下水道管渠埋設工事	313,969千円	△22,600千円	291,369千円
・処理場改築工事	49,100千円	△20,900千円	28,200千円

### （収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
------	---------	---------	-----

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	2,157,341千円	△18,218千円	2,139,123千円
第1項 営業収益	1,021,047千円	△594千円	1,020,453千円
第2項 営業外収益	1,136,293千円	△17,624千円	1,118,669千円

#### 支 出

第1款 下水道事業費用	2,126,011千円	△38,240千円	2,087,771千円
第1項 営業費用	1,854,584千円	△37,904千円	1,816,680千円
第2項 営業外費用	270,876千円	△336千円	270,540千円

### （資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「209,116千円」を「283,609千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「5,828千円」を「8,333千円」に、「過年度分損益勘定留保資金201,989千円及び建設改良積立金1,299千円」を「過年度分損益勘定留保資金157,414千円、減債積立金116,563千円及び建設改良積立金1,299千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
------	---------	---------	-----

#### 収 入

第1款 資本的収入	956,204 千円	△162,180 千円	794,024 千円
第1項 企業債	286,600 千円	△22,000 千円	264,600 千円
第3項 他会計補助金	443,645 千円	△49,416 千円	394,229 千円
第4項 国庫補助金	157,150 千円	△68,280 千円	88,870 千円
第5項 分担金及び負担金	68,449 千円	△22,484 千円	45,965 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,165,320 千円	△87,687 千円	1,077,633 千円
第1項 建設改良費	594,248 千円	△81,959 千円	512,289 千円
第2項 企業債償還金	569,349 千円	△5,404 千円	563,945 千円
第3項 返還金	1,173 千円	△324 千円	849 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道事業	286,600 千円	△22,000 千円	264,600 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	112,269 千円	△10,579 千円	101,690 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「498,851千円」を「449,435千円」に改める。

令和7年11月26日提出

日進市長 近藤裕貴



令和 7 年度（第 1 号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

令和7年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
01 下水道事業 収益			2,157,341	△ 18,218	2,139,123	
	01 営業収益		1,021,047	△ 594	1,020,453	
		02 その他営業 収益	11,111	△ 594	10,517	
	02 営業外収益		1,136,293	△ 17,624	1,118,669	
		02 他会計負担 金	5,267	△ 866	4,401	
		04 補助金	42,260	△ 16,760	25,500	
		05 長期前受金 戻入	823,979	2	823,981	

## 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
01 下水道事業費用	01 営業費用		2,126,011	△ 38,240	2,087,771	
			1,854,584	△ 37,904	1,816,680	
		03 処理場費	530,091	△ 24,000	506,091	
		06 総係費	204,810	△ 13,765	191,045	
		07 減価償却費	998,056	△ 480	997,576	
		08 資産減耗費	2,097	341	2,438	
			270,876	△ 336	270,540	
		01 支払利息及び企業債取扱諸費	100,302	△ 396	99,906	
	02 営業外費用	04 雜支出	512	60	572	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
01 資本的収入			956, 204	△ 162, 180	794, 024	
	01 企業債		286, 600	△ 22, 000	264, 600	
		01 企業債	286, 600	△ 22, 000	264, 600	
	03 他会計補助金		443, 645	△ 49, 416	394, 229	
		01 他会計補助金	443, 645	△ 49, 416	394, 229	
	04 国庫補助金		157, 150	△ 68, 280	88, 870	
		01 国庫補助金	157, 150	△ 68, 280	88, 870	
	05 分担金及び負担金		68, 449	△ 22, 484	45, 965	
		01 負担金	68, 448	△ 22, 484	45, 964	

## 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
01 資本的支出			1,165,320	△ 87,687	1,077,633	
	01 建設改良費		594,248	△ 81,959	512,289	
		01 管路建設費	424,754	△ 50,019	374,735	
		02 管路改良費	92,300	△ 11,040	81,260	
		03 処理場建設 改良費	77,194	△ 20,900	56,294	
	02 企業債償還 金		569,349	△ 5,404	563,945	
		01 企業債償還 金	569,349	△ 5,404	563,945	
	03 返還金		1,173	△ 324	849	
		01 返還金	1,173	△ 324	849	

# 令和7年度日進市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	49,061
減価償却費	997,576
長期前受金戻入額	△ 823,981
支払利息	99,906
受取利息（△は益）	△ 1
固定資産除却費	2,438
未収金の増減額（△は増加）	△ 43,348
未払金の増減額（△は減少）	△ 87,055
引当金の増減額（△は減少）	△ 1,001
貸倒引当金の増減額（△は減少）	151
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 91
小計	193,655
利息の受取額	1
利息の支払額	△ 99,906
業務活動によるキャッシュ・フロー	93,750

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 716,177
他会計負担金による収入	360
他会計補助金による収入	376,411
国庫補助金等による収入	96,587
分担金及び負担金による収入	40,410
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 202,409

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	295,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 563,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 268,545
資金増加額（又は減少額）	△ 377,204
資金期首残高	656,999
資金期末残高	279,795

## 給与費明細書

区分	職員数		給与費				法定 福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	10	10 (1)	140	44,639	35,267	80,046	21,644	101,690
補正前	10	11 (1)	140	47,996	39,385	87,521	24,748	112,269
比較	0	△1 (0)	0	△ 3,357	△ 4,118	△ 7,475	△ 3,104	△ 10,579

※ ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務 等手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	1,020	6,128	942	444	18	
補正前	1,696	6,635	1,306	557	18		
比較	△ 676	△ 507	△ 364	△ 113	0		
区分	時間外 勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	
	補正後	4,050	1,473	11,179	9,413	600	
補正前	4,050	1,374	12,368	10,301	1,080		
比較	0	99	△ 1,189	△ 888	△ 480		

※ 補正後の期末・勤勉手当には、翌年度6月期期末・勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額7,024千円が含まれる。

補正後の法定福利費には、翌年度6月期期末・勤勉手当に係る法定福利費のうち本年度発生額である法定福利費引当金繰入額1,349千円が含まれる。

## 令和7年度日進市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

### 資産の部

1 固定資産			
有形固定資産			
イ 土地	2,024,780		
ロ 建物	1,449,214		
減価償却累計額	△ 316,232	1,132,982	
ハ 構築物	25,901,559		
減価償却累計額	△ 4,039,771	21,861,788	
ニ 機械及び装置	4,677,515		
減価償却累計額	△ 2,174,419	2,503,096	
ホ 建設仮勘定		21,927	
有形固定資産合計		27,544,573	
固定資産合計			27,544,573
2 流動資産			
(1) 現金・預金		279,795	
(2) 未収金		176,881	
貸倒引当金	△ 374	176,507	
流動資産合計			456,302
資産合計			28,000,875

### 負債の部

3 固定負債			
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,755,767		
企業債合計		6,755,767	
固定負債合計			6,755,767
4 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	551,961		
企業債合計		551,961	
(2) 未払金		129,560	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	7,024		
ロ 法定福利費引当金	1,349		
引当金合計		8,373	
流動負債合計			689,894
5 繰延収益			
長期前受金		23,491,925	
収益化累計額		△ 5,443,045	
繰延収益合計			18,048,880
負債合計			25,494,541

### 資本の部

6 資本金			1,287,591
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	0		
ロ 国庫補助金	1,020,583		
ハ 他会計補助金	21,600		
資本剰余金合計		1,042,183	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	9,637		
ロ 当年度未処分利益剰余金	166,923		
利益剰余金合計		176,560	
剩余金合計			1,218,743
資本合計			2,506,334
負債資本合計			28,000,875

## 注　記

### 第1　重要な会計方針

#### 1　固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	8年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～30年

#### 2　引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

本市は、愛知県市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の負担金について積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用は、一般会計において措置するため、退職給付引当金を計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### 3　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

### 第2　予定貸借対照表関連

#### 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は385,852千円である。

### 第3 セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

日進市下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	北部処理区、南部処理区及び梅森処理区における汚水処理事業
農業集落排水事業	相野山浄化センターが処理する区域における汚水処理事業

#### 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

(単位：千円)

	公共下水道事業	農業集落 排水事業	合 計
営業収益	924,899	2,835	927,734
営業費用	1,736,991	12,375	1,749,366
営業損益	△812,092	△9,540	△821,632
経常損益	48,850	211	49,061
セグメント資産	27,806,885	193,990	28,000,875
セグメント負債	25,358,980	135,561	25,494,541
その他の項目			
他会計繰入金	450,590	3,606	454,196
減価償却費	991,080	6,496	997,576
特別利益	1	0	1
特別損失	1	0	1
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	532,019	1,250	533,269

令和 7 年度（第 1 号）

日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

令和7年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	節
01 下水道事業収益			
	01 営業収益		
		02 その他営業収益	
			004 雜収益
	02 営業外収益		
		02 他会計負担金	
			001 他会計負担金
		04 補助金	
			001 国庫補助金
	05 長期前受金戻入		
			001 国庫補助金 長期前受金戻入
			003 他会計補助金 長期前受金戻入
			004 負担金 長期前受金戻入
			006 受贈財産評価額 長期前受金戻入

既決予定額	補正予定額	計	備考
(千円) 2, 157, 341	(千円) △ 18, 218	(千円) 2, 139, 123	
1, 021, 047	△ 594	1, 020, 453	
11, 111	△ 594	10, 517	
10, 566	△ 594	9, 972	区域外汚水処理受入金
1, 136, 293	△ 17, 624	1, 118, 669	
5, 267	△ 866	4, 401	
5, 267	△ 866	4, 401	高度処理に要する経費に 対する負担金 △ 386 地方公営企業職員に係る 児童手当に要する経費に 対する負担金 △ 480
42, 260	△ 16, 760	25, 500	
42, 260	△ 16, 760	25, 500	
823, 979	2	823, 981	
268, 570	69	268, 639	
319, 517	158	319, 675	
64, 064	65	64, 129	
168, 229	△ 290	167, 939	

## 支 出

款	項	目	節
01 下水道事業費用			
	01 営業費用		
		03 処理場費	
			022 委託料
		06 総係費	
			001 紹料
			002 手当
			003 賞与引当金繰入額
			004 法定福利費
			005 法定福利費引当金 繰入額
			022 委託料
		07 減価償却費	
			033 有形固定資産減価 償却費
		08 資産減耗費	
			035 固定資産除却費
	02 営業外費用		
		01 支払利息及び 企業債取扱諸費	
			039 企業債利息
		04 雜支出	
			044 その他雜支出

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円) 2,126,011	(千円) △ 38,240	(千円) 2,087,771	
1,854,584	△ 37,904	1,816,680	
530,091	△ 24,000	506,091	
433,012	△ 24,000	409,012	包括的民間委託料
204,810	△ 13,765	191,045	
36,717	△ 3,807	32,910	一般職 7人
23,829	△ 3,316	20,513	扶養手当 △ 711 地域手当 △ 575 住居手当 310 通勤手当 △ 69 管理職手当 99 期末手当 △ 1,069 勤勉手当 △ 821 児童手当 △ 480
5,866	△ 674	5,192	
17,603	△ 3,083	14,520	共済組合負担金 △ 2,504 退職手当組合負担金 △ 579
1,167	△ 180	987	
116,708	△ 2,705	114,003	汚水処理委託料 1,927 下水道計画変更業務 △ 492 委託料 ウォーターP P P導入 △ 4,140 支援業務委託料
998,056	△ 480	997,576	
998,056	△ 480	997,576	構築物 △ 431 機械及び装置 △ 49
2,097	341	2,438	
2,097	341	2,438	
270,876	△ 336	270,540	
100,302	△ 396	99,906	
100,301	△ 396	99,905	
512	60	572	
512	60	572	

## 資本的収入及び支出

### 収 入

款	項	目	節
01 資本的収入			
	01 企業債		
		01 企業債	
			001 企業債
	03 他会計補助金		
		01 他会計補助金	
			001 他会計補助金
	04 国庫補助金		
		01 国庫補助金	
			001 国庫補助金
	05 分担金及び負担金		
		01 負担金	
			002 取付管工事費負担金

既決予定額	補正予定額	計	備考
(千円)	(千円)	(千円)	
956,204	△ 162,180	794,024	
286,600	△ 22,000	264,600	
286,600	△ 22,000	264,600	
286,600	△ 22,000	264,600	
443,645	△ 49,416	394,229	
443,645	△ 49,416	394,229	
443,645	△ 49,416	394,229	
157,150	△ 68,280	88,870	
157,150	△ 68,280	88,870	
157,150	△ 68,280	88,870	
68,449	△ 22,484	45,965	
68,448	△ 22,484	45,964	
59,393	△ 22,484	36,909	取付管工事費負担金 (先付) △ 8,624 取付管工事費負担金 (後付) △ 13,860

## 支 出

款	項	目	節
01 資本的支出			
	01 建設改良費	01 管路建設費	
			001 紹料
			002 手當
			003 賞与引当金繰入額
			004 法定福利費
			005 法定福利費引当金 繰入額
			024 工事請負費
			028 補償、補填 及び賠償金
		02 管路改良費	
			022 委託料
			028 補償、補填 及び賠償金
		03 処理場建設改良費	
			022 委託料
	02 企業債償還金		
		01 企業債償還金	
			057 企業債償還金
	03 返還金		
		01 返還金	
			062 國庫補助金返還金

既決予定額	補正予定額	計	備考
(千円) 1,165,320	(千円) △ 87,687	(千円) 1,077,633	
594,248	△ 81,959	512,289	
424,754	△ 50,019	374,735	
11,279	450	11,729	一般職 3人
7,962	△ 232	7,730	扶養手当 35 地域手当 68 住居手当 △ 674 通勤手当 △ 44 期末手当 205 勤勉手当 178
1,728	104	1,832	
5,634	141	5,775	共済組合負担金 68 退職手当組合負担金 73
344	18	362	
315,344	△ 22,600	292,744	
81,297	△ 27,900	53,397	
92,300	△ 11,040	81,260	
3,200	△ 340	2,860	
30,000	△ 10,700	19,300	
77,194	△ 20,900	56,294	
67,094	△ 20,900	46,194	老朽化施設更新業務委託料
569,349	△ 5,404	563,945	
569,349	△ 5,404	563,945	
569,349	△ 5,404	563,945	
1,173	△ 324	849	
1,173	△ 324	849	
500	△ 324	176	

議案第 77 号

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の指定について

次のとおり日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 11 月 26 日提出

日進市長 近藤 裕貴

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称  | 日進市民会館<br>日進市ふれあい工房                |
| 2 指定管理者の名称 | 日進アシスト株式会社                         |
| 3 指定の期間    | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

## 指定管理者の概要について

団体名	日進アシスト株式会社			
所在地	〒470-0128 日進市浅田平子二丁目 245 番地			
代表者	代表取締役 鐘江 俊勝			
設立年月日	平成 17 年 9 月 22 日			
職員数	318 名 (社員 36 名、契約社員 16 名、臨時社員 266 名)			
沿革	平成 17 年 9 月 日進市の 100% 出資会社として、日進アシスト株式会社を設立 平成 18 年 4 月 日進市公共施設の指定管理業務及び小・中学校並びに保育園給食調理業務等を開始			
業務内容	1 公共施設の維持管理、運営及び窓口業務等の委託業務 2 給食に関する調理・配膳業務 3 イベントの企画及び運営			
主な実績	1 日進市民会館・ふれあい工房 (現指定管理者) 2 日進市生涯学習プラザ (現指定管理者) 3 日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グランド (現指定管理者) 4 日進市スポーツセンター (前指定管理者) 5 日進市立学校給食センターにおける調理及び日進市内小・中学校での配膳業務 (現在) 6 日進市立保育園における調理、配達及び用務業務 (現在) 7 日進市放課後子ども総合プラン運営業務《児童クラブ&放課後子ども教室》 (現在) 8 日進市内放置自転車撤去返還業務 (現在)			
管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容
	日進市	愛知県	日進市民会館・ふれあい工房	施設運営及び維持管理
	日進市	愛知県	日進市生涯学習プラザ	〃
	日進市	愛知県	日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グランド	〃

	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	"	H18. 4. 1～ H24. 3. 31
財政状況 単位：円	年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総収入		722,736,283	774,303,657	819,388,606
	総支出		728,705,173	765,365,820	806,384,231
	当期損益		△3,374,017	9,331,382	9,477,810
	累積損益		275,463,499	284,794,881	294,272,691

## 日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について

### 1 対象施設

施設名称 日進市民会館  
所在地 日進市折戸町笠寺山62番地3  
延床面積 7,290 m<sup>2</sup>  
構造 RC造一部SRC、S造 地下1階・地上3階  
開設年月日 平成元年5月1日

施設名称 日進市ふれあい工房  
所在地 日進市岩崎町六坊乙9番地1  
延床面積 219 m<sup>2</sup>  
構造 S造平屋建、S瓦葺越屋根付ALC板造  
開設年月日 平成6年4月1日

### 2 提案の概要

- ・ゼロカーボン、脱炭素社会に向けた取組を実施。
- ・ヘルプマークの普及啓発、多目的トイレの再整備、託児スペースの新設、授乳スペースの増設及び館内案内などの多言語化など、利用者の利便性向上や利用者の増加に向けた取組を実施し、人権の多様性を尊重し、年齢、国籍、性別、障害の有無等に応じた合理的な配慮及び利用者に対する平等な利用を確保する。
- ・利用者のニーズや苦情についての把握と管理運営やサービス向上へ反映させて利用促進・満足度の向上に取り組む。
- ・稼働率向上への取り組みとして、市民会館内施設の機能移転と新たな活動目的の実現のため館内を再整備する。
- ・文化協会加盟団体や一般利用者などの成果物の発表展示の場として、空きスペース（空間）の有効活用と利用者サービスの向上を図る。
- ・習い事がまだ少ない小学校低学年向けの講座を増やすことで、きっかけづくりとなるよう施設の役割を果たしていく事業展開を推進する。
- ・部活動地域移行の一つの受け皿となる「音楽による子ども育成事業」を拡充する。
- ・地域防犯・防災、フードドライブ事業の継続実施などの社会貢献活動、市主催事業への協力、市内学校との連携により地域に密着した管理運営を行い地域貢献に努める。

議案第77号 参考資料2

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理料	143,910	143,790	143,650

	令和11年度	令和12年度	合計
指定管理料	143,500	143,340	718,190

3 主な委員意見（評価できる点）

- 非常に現実の状況と課題を十分に汲み取った積極的な提案内容であった。
- 人員配置についても、副運営の方の業務遂行能力に大きな期待をしている。
- 長年の管理実績に基づいて、詳細な提案内容になっていた。
- 受託事業を中心に自らが主導的に立案・実行しようという取り組み姿勢。
- 提案内容具体的で、過去の実績を踏まえた現実的な内容であったこと。また、現実的ながら意欲ある提案であること。
- 新しい取り組みに積極的で、プレゼンテーションでわくわくを感じられた。申請書の内容で不安を感じていた部分について、把握し、改善の意思が見られた。
- 「市の施設だから」という「80%でいいや」感がない。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	日進アシスト 株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（条例第4条第1号）	①施設管理に関する基本的な考え方	20	19
	②利用促進に関する考え方及び具体策	40	35
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。（同条第2号）	①施設の有効活用等	40	36
	②事業の計画		
	a 受託事業の具体的な提案	40	34
	b 受託事業のうち特に創意工夫を求める事業の提案	40	36
	c 自主事業の具体的な提案	40	35
	d 利用者ニーズの反映	20	17
	③地域貢献	40	34

議案第77号 参考資料2

3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (同条第3号)	①指定管理料	40	24
	②収支計画	40	28
	③施設の維持管理等	40	29
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条第4号)	①管理運営実績	40	35
	②施設の管理運営に必要な人員	20	18
	③組織体制	20	17
合 計		480	397